

武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例の一部を改正する条例

武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例（昭和58年7月武蔵野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>（使用の承認）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u></p>	<p>（使用の承認）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 市又は指定管理者が事業で使用する場合</u></p> <p><u>(2) 営利を目的とせず、かつ、芸術文化に関する活動を行うことを目的とした武蔵野市内の団体で指定管理者が認めるものが、市民の芸術文化の振興に関する事業で使用する場合</u></p>	<p>項の改正</p>
<p>別表（別添1のとおり）</p>	<p>別表（別添2のとおり）</p>	<p>別表の改正</p>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例の規定により、既に使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の見直しに伴うほか、所要の改正をするものである。

別表（第6条関係）

施設使用料

施設の区分	午前	午後	夜間	全日
	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後11時まで	午前10時から 午後11時まで
	円	円	円	円
小劇場	5,600	16,800	26,600	45,000
小ホール	2,700	5,600	8,400	15,600

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日に使用する場合の小劇場の使用料は、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）の2割を加算した額とする。
- 2 練習（公演日の練習を除く。）により小劇場の舞台面のみを使用する場合及び小ホールを使用する場合の使用料は、規定使用料の5割相当額とする。
- 3 使用時間の延長は、小劇場又は小ホールの使用で管理上支障がない場合限り承認し、1時間につき、使用の承認をした使用区分に係る規定使用料の3割相当額を徴収する。
- 4 小ホールを絵画、彫刻、陶芸、書道、写真、華道及び工芸の展覧会を目的として使用する場合の使用料は、規定使用料の7割相当額とする。

別表（第6条関係）

1 市民等が使用する場合

（単位 円）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後11時まで	午前10時から 午後11時まで
小劇場	平日	5,600	16,800	26,600	45,000
	土曜日、 日曜日及 び休日	6,700	20,100	31,900	54,000
小ホール		2,700	5,600	8,400	15,600

2 市民等以外の者が使用する場合

（単位 円）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後11時まで	午前10時から 午後11時まで
小劇場	平日	6,700	20,100	31,900	54,000
	土曜日、 日曜日及 び休日	8,000	24,100	38,200	64,800
小ホール		3,200	6,700	10,000	18,700

備考

- 1 この表において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 武蔵野市内に住所を有する者、武蔵野市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は武蔵野市内の学校に在学する者
 - (2) (1)に掲げる者が代表者である法人その他の団体又は武蔵野市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体
- 2 入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収して小劇場を使用する場合の使用料は、入場料等の最高額が1人当たり5,001円以上であるときに限り、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）に、規定使用料の5割に相当する額を加算した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 3 練習等（公演日の練習等を除く。）により小劇場の舞台のみ又は小ホールを使用する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 4 小ホールを絵画、彫刻、陶芸、書道、写真、華道又は工芸の展覧会

を目的として使用する場合の使用料は、規定使用料の7割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 使用の承認をした区間を超える中間時間（午前及び午後又は午後及び夜間の区分の間の時間をいう。以下同じ。）の使用は、劇場の管理上支障がないと指定管理者が認める場合に限り承認し、当該使用の承認をした区間に係る規定使用料（2、3又は4に該当するときは、それぞれに定める額）の3割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

6 5の規定にかかわらず、午前及び午後又は午後及び夜間の区分を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。